

一、相关新法令、新政策

● 现代服务业科技发展“十二五”专项规划

- 【发布单位】科学技术部
【发布文号】国科发计〔2012〕70号
【发布日期】2012-01-29
【实施期间】2011-2015
【内容提要】该规划提出“围绕生产性服务业、新兴服务业、科技服务业等重点领域，加强商业模式创新和技术集成创新”的目标。发展重点介绍如下：

生产性服务业
重点推进电子商务、现代物流、系统外包等的发展。
新兴服务业
重点发展数字文化、数字医疗与健康、数字生活、培训与就业、社保等。
科技服务业
重点发展研发设计、成果转化、创新创业、科技金融和科技咨询等服务。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2012-02/22/content_2073617.htm

● 电子信息制造业“十二五”发展规划

- 【发布单位】工业和信息化部
【发布日期】2012-02-24
【实施期间】2011-2015
【内容提要】该规划提出以下发展重点，包括计算机、通信设备、数字视听、集成电路、关键电子元器件、电子材料、新型显示器件、电子专用设备和仪器、发光二极管、太阳能光伏、信息技术应用等领域。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mii.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/14473442.html>

● 集成电路产业“十二五”发展规划

- 【发布单位】工业和信息化部
【发布日期】2012-02-24
【实施期间】2011-2015
【内容提要】该规划提出：
- 围绕移动互联网、信息家电、三网融合、物联网、智能电网和云计算等战略性新兴产业和重点领域的应用需求，着力发展芯片设计业，开发高性能集成电路产

一、関連する新法令、新政策

● 現代サービス業科学技術発展「第十二次五ヶ年計画」個別計画

- 【発布機関】科学技術部
【発布番号】国科発計〔2012〕70号
【発布日】2012-01-29
【施行期間】2011-2015
【概要】本計画では、「生産性サービス業、新興サービス業、科学技術サービス業等の重点分野をめぐって、商業モデルのイノベーション及び技術集積イノベーションを強化する」という目標を打ち出している。発展の重点対象は以下の通りである。

生産性サービス業
電子商取引、現代物流、システムのアウトソーシング等の発展を重点的に推進する。
新興サービス業
デジタルカルチャー、デジタル医療及び健康、デジタルライフ、訓練及び就職、社会保障等を重点的に発展させる。
科学技術サービス業
研究開発設計、成果物の移行と転化、イノベーション創業、科学技術金融及び科学技術コンサルティング等のサービスを重点的に発展させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2012-02/22/content_2073617.htm

● 電子情報製造業「第十二次五ヶ年計画」発展計画

- 【発布機関】工業及び情報化部
【発布日】2012-02-24
【施行期間】2011-2015
【概要】本計画は、コンピューター、通信設備、デジタル視聴、集積回路、主要な電子デバイス、電子材料、新型ディスプレイ、電子専用設備及び器具、LED、太陽光発電、情報技術応用等の分野を含む発展の重点対象を打ち出している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mii.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/14473442.html>

● 集積回路産業「第十二次五ヶ年計画」発展計画

- 【発布機関】工業及び情報化部
【発布日】2012-02-24
【施行期間】2011-2015
【概要】本計画では以下の通り提唱している。
- モバイルインターネット、情報家電、3つのネットワーク(電気通信網、ラジオ・テレビ放送網、インターネット)の融合、モノのインターネット、インテリジェント電気供給網及びクラウドコンピューティング

- 品。
- 吸引跨国公司在国内建设研发中心、生产中心和运营中心。鼓励在华研究机构加大研究投入力度和引进高端研发项目，推动外资研发机构与本地机构的合作。完善外商投资项目核准办法，适时调整《外商投资产业指导目录》，引导外商投资方向。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/14473435.html>

等の戦略的新興産業及び重点分野の応用ニーズを巡って、チップ設計業の発展と高性能集積回路製品の開発に重点をおく。

- 多国籍会社が国内で R&D センター、製造センター及び運営センターを建設するよう誘致する。中国における研究機関が研究投入を強化し、ハイエンド研究開発プロジェクトを導入することを奨励し、外資の研究開発機関と本地の機関との提携を推進する。外商投資プロジェクト認可方法を整備し、「外商投資産業指導目録」を適宜調整し、外商投資の方向性を誘導する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/14473435.html>

● 绿色信贷指引

【发布单位】中国银行业监督管理委员会
 【发布文号】银监发〔2012〕4号
 【发布日期】2012-02-24
 【实施日期】2012-02-24
 【内容提要】该指引要求银行业金融机构加大对绿色经济、低碳经济、循环经济的支持。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/127DE230BC31468B9329EFB01AF78BD4.html>

● 再エネクレジット手引

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会
 【発布番号】銀監発〔2012〕4号
 【発布日】2012-02-24
 【施行日】2012-02-24
 【概要】本手引きは、銀行業金融機関に対し再エネ経済、低炭素経済、循環経済の支援を強化するよう求めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/127DE230BC31468B9329EFB01AF78BD4.html>

● 关于规范本市劳务派遣用工管理若干意见（试行）（上海）

【发布单位】上海市人民政府办公厅
 【发布文号】沪府办发〔2012〕3号
 【发布日期】2012-02-15
 【实施期间】2012-02-15 至 2013-12-31
 【内容提要】该意见对劳务派遣单位和用工单位提出了以下六方面工作措施：规范业务开展、招工备案和用工备案、社会保险登记和缴纳、建立劳务派遣单位备案和自查报告制度、连带法律责任、日常监督管理等。其中，针对上海市的用工单位使用外省市劳务派遣单位所派遣员工的（即“异地派遣”），该意见规定如下：

外省市劳务派遣单位在上海市注册成立子公司的	由其子公司或者分公司与劳务派遣员工订立劳动合同并办理招工备案手续、办理社会保险登记并按上海市标准缴纳社会保险。
-----------------------	---

● 上海市劳务派遣雇用管理进行规范化についての若干意见（试行）（上海）

【発布機関】上海市人民政府弁公庁
 【発布番号】滬府弁発〔2012〕3号
 【発布日】2012-02-15
 【施行期間】2012-02-15 から 2013-12-31 まで
 【概要】本意見は、劳务派遣機関及び使用者に対し以下の 6 つの方面での作業措置を打ち出している。具体的には、業務遂行の規範化、人材募集の届出及び採用の届出、社会保険登記及び納付、劳务派遣機関の届出及び自主確認報告制度の構築、連帯法律責任、日常監督管理などである。そのうち、上海市の使用者が上海市以外の劳务派遣機関が派遣した従業員を使用すること（「異地派遣」という）について、本意見では以下の通り定められている。

上海市以外の劳务派遣機関が上海市に子会社又は支社を設立登録している場合	その子会社又は支社が劳务派遣される従業員と労働契約を締結し、且つ人材募集届出手続を行い、社会保険登記手続きを行い且つ上海市の基準にて社会保険を納付する。
-------------------------------------	--

外省市劳务派遣单位未在上海注册设立子公司或者分公司的	<ul style="list-style-type: none"> 由使用劳务派遣员工的用工单位，自实际使用之日起 30 日内办理用工备案手续，办理社会保险登记并按上海市标准缴纳社会保险。 劳务派遣员工在发生纠纷时要求用工单位承担工伤、医疗等社会保险以及劳动报酬等待遇的，用工单位应当按照《劳动合同法》有关规定，先行承担连带责任。
----------------------------	--

【法令全文】目前官方网站尚未公布法令全文。如需全文，请与我们联系。

上海市以外的劳务派遣機関が上海市に子会社又は支社を設立登録していない場合	<ul style="list-style-type: none"> 劳务派遣される従業員を使用する使用者が、実際に使用した日から30日以内に採用届出手続を行い、社会保険登記手続きを行い、上海市基準に基づき社会保険を納付する。 劳务派遣従業員が紛争が生じた際に、使用者に労災、医療等の社会保険及び労働報酬等の待遇の負担を求めた場合、使用者は、「労働契約法」の関係規定に基づき、連帯責任を先に負担する。
--------------------------------------	--

【法令全文】現在オフィシャルサイトでは法令全文が公表されておらず、全文が必要な場合は、弊所までご連絡ください。

● [上海市就业和社会保障“十二五”规划\(上海\)](#)

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】沪府发〔2012〕7号
【发布日期】2012-01-30
【实施期间】2011-2015
【内容提要】该规划提出“十二五”时期上海就业和社会保障事业发展主要指标，其中包括：

指标名称	“十二五”目标
集体合同制度	已建工会的企业，基本全覆盖
最低工资调整幅度	高于职工平均工资增长幅度

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai30814.html>

● [上海市就業及び社会保障「第十二次五ヶ年計画」計画\(上海\)](#)

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】滬府発〔2012〕7号
【発布日】2012-01-30
【施行期間】2011-2015
【概要】本計画では、「第十二次五ヶ年計画」期間において、上海の就業及び社会保障事業の発展の主な指標を打ち出しており、中には以下のものが含まれる。

指標名称	「第十二次五ヶ年計画」目標
労働協約制度	労働組合を設置済みの企業が、基本的にすべてをカバーすること
最低給与の調整	従業員の平均給与の増幅より高いこと

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai30814.html>

● [关于调整企业税务登记跨区\(县\)迁移申请渠道公告\(上海\)](#)

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【发布文号】上海市国家税务局、上海市地方税务局公告 2012 年第 1 号
【发布日期】2012-02-22
【实施日期】2012-03-01
【内容提要】根据该公告：

- 上海市纳税人跨区县迁移可直接通过上海税务网站提出注销申请，也可向市税务登记受理处大厅提出申请。
- 对税务机关阻扰企业正常搬迁行为的投诉，一经查实，将严肃处理，通报批评，并责令限期改正。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai30861.html>

● [企業の税務登記の区\(県\)を跨ぐ移転の申請ルート調整することについての公告\(上海\)](#)

【発布機関】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【発布番号】上海市国家税务局、上海市地方税务局公告 2012 年第 1 号
【発布日】2012-02-22
【施行日】2012-03-01
【概要】本公告によると以下の通りである。

- 上海市の納税者が区県を跨いで移転する場合は、直接に上海税務ウェブサイトを通じて登記抹消申請を行うことも、市税務登記受理処ロビーにて申請を行うこともできる。
- 税務機関が企業の正常な移転行為を阻むことについての苦情申し立てについては、事実が確認されれば、厳粛に処理し、通達批判を行い、且つ期限付きでの是正を命じる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai30861.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 北京试点营业税改征增值税 “十二五” 期间力争推广到全国

据悉，北京市试点营业税改征增值税改革已于近日获批，将于 2012 年 07 月 01 日起正式实施，目前北京市地方税务局正在向全市营业税纳税人进行调研（包括试点方案等）。据了解，天津、重庆、江苏和深圳也正在申请试点。财政部相关负责人曾表示，营业税改征增值税改革力争在“十二五”期间逐步推广到全国范围。

（摘自中国广播网；2012 年 02 月 27 日发布）

- “18 条” 赋予上海先行先试权 国家工商总局支持上海创新转型发展

日前，国家工商行政管理总局、上海市人民政府发布《关于支持上海“十二五”时期创新驱动、转型发展的意见》。发布 18 个方面支持措施。其中包括：

- 支持企业市场化兼并重组，简化企业兼并重组工商登记手续，允许以股权投资方式直接申请设立集团母公司。
- 因合并分立导致分支机构隶属关系发生变化的，可在合并分立完成之后办理分支机构隶属关系变更登记。
- 拓展出资方式，鼓励公司股权出资、债权转股权，支持上海开展专利使用权等知识产权出资研究工作。
- 授予上海市工商局依法应当由国家工商总局登记管辖的内资企业登记管辖权，对于住所设在上海市、依法应当由国家工商总局登记管辖的内资企业，依企业申请，上海市工商局可以进行登记。

（摘自中国上海网站；2012 年 02 月 17 日发布）

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 北京が営業税の増値税一本化を試行し、「第十二次五ヶ年計画」期間中に全国普及を目指す

情報筋によると、北京市による営業税の増値税への一本化改革の試行は、先頃すでに許可され、2012 年 7 月 1 日から正式に施行し、現在、北京市の地方税務局は現在全市の営業税納税者に対し調査研究（試行方案等を含む）を行っている。確認できたところでは、天津、重慶、江蘇及び深センでも試行を申請中である。財政部の関係する責任者の話では、営業税の増値税への一本化改革は、「第十二次五ヶ年計画」期間中に徐々に全国範囲に普及されるよう目指す。

（2012 年 2 月 27 日付の中国ラジオウェブサイトより抜粋）

- 「18 条」が先行導入に関する権限を上海に賦与し、国家工商総局は上海の革新、構造転換型の発展を支援する

先頃、国家工商行政管理総局並びに上海市人民政府は「上海の『第十二次五ヶ年計画』期間における革新推進、構造転換型発展への支援に関する意見」を發布し、18 の方面で支援する旨を示した。それには以下のものが含まれる。

- 企業の市場化、合併・再編を支援し、企業の合併・再編に伴う工商登記手続を簡略化し、持分投資方式によるグループ親会社設立の直接申請を認める。
- 合併分割により分支機構の従属関係に変化が生じた場合、合併分割の完了後に分支機構の従属関係に関する登記変更手続を行うことを認める。
- 出资方式を拡大して、会社持分による出資、債権による持分転換を奨励し、上海が行う特許使用権等の知的財産権による出資研究作業を支援する。
- 法律上国家工商総局が登記管轄すべき内資企業の登記管轄権を上海市工商局へ授与し、住所が上海市にある法律上では国家工商総局が登記管轄する内資企業について、企業からの申請に基づき、上海市工商局が登記を行うことを認める。

（2012 年 2 月 17 日付の中国上海ウェブサイトより抜粋）

● 2012 年上海商务领域将重点推进扩大开放等五方面工作

上海市商务委员会介绍,2012 年上海市商务领域将重点聚焦五个方面。其中包括:

<p>扩大对外开放</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 进一步扩大口岸对外开放,完善“属地申报、口岸验放”等通关模式,促进国际贸易结算、“一单两报”等试点成果转化。 ▪ 推进国别商品中心、海外营销促进中心、国际设计和贸易促进中心等一批功能性平台和多个进出口基地建设,增强高附加值产品进出口集散功能。 ▪ 吸引外资先进技术、新业态和新产业,鼓励跨国公司在沪设立地区总部和功能性机构,整合研发、采购、销售、资金管理等业务。
<p>抓住先行先试的政策机遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 聚焦营业税改征增值税试点,重点推动现代物流、服务贸易、专业服务业等高端业态和新兴服务业发展。 ▪ 聚焦现代服务业综合试点,探索促进现代服务业发展的有效机制。 ▪ 聚焦放大外高桥保税区效应,推动“三港三区”在创新贸易功能模式、优化贸易便利化环境等方面联动发展。 ▪ 聚焦国家电子商务示范城市建设,推动建设大型电子商务平台,培育全国知名的电子商务企业和电子商务集聚区。

(摘自中国上海网站;2012 年 02 月 09 日发布)

● 2012 年に上海が商業分野において重点的に推進する開放拡大などの 5 つの方面に関する作業

上海市商務委員会の話では,2012 年の上海市の商業分野における重点を 5 つの方面に絞っており、以下のものが含まれる。

<p>対外的な開放拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 通関地の対外開放を更に進め、「管轄地で申告、通関地で検収」等の通関モデルを完全にし、国際貿易決算、「1 伝票 2 申告」等の試行結果の運用を促進する。 ▪ 国別商品センター、海外販売促進センター、国際設計及び貿易促進センター等の機能性を備えたプラットフォーム及び多くの輸出入基地の建設を推進し、高付加価値製品の輸入集散機能を強化する。 ▪ 外資先進技術、新業務形態及び新産業を引き入れ、多国籍企業が上海において地域本部及び機能性を備えた機関を設立し、研究開発、仕入れ、販売、資金管理等の業務を統合するよう奨励する。
<p>先行導入の政策上の機会をつかむ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 営業税から増値税への一本化試行に着目し、現代物流、サービス貿易、専門サービス業等のハイエンドな業務形態及び新興サービス業の発展を重点的に推進する。 ▪ 現代サービス業の総合試行に着目し、現代サービス業発展の有効なメカニズムを模索し促進する。 ▪ 外高橋保税区の効果拡大に着目し、「三港三区」の貿易機能モデルの刷新、貿易便利化環境の向上等における連動発展を推進する。 ▪ 国家電子商取引模範都市の建設に着目し、大型電子商取引プラットフォームの建設を推進し、全国に名を馳せる電子商取引企業及び電子商取引集積区を育成する。

(2012 年 2 月 9 日付の中国上海ウェブサイトより抜粋)

● プリンター不兼容第三方墨盒 三星遭起诉

由于打印机无法兼容第三方墨盒,乌鲁木齐律师起诉三星电子(山东)数码打印机有限公司(以下简称“三星”),主张其涉嫌侵犯消费者权益,且怠于履行环保责任。目前,乌鲁木齐市天山区法院已受理此案,并将在“3.15 消费者权益保护日”前后开庭审理。

原告认为,三星打印机“安装加密芯片”,限制消费者购买其他品牌的墨盒和自行加墨使用的行为,侵犯了原告的消费选择权。同时也使得耗材用完后墨盒无法循环使用,涉嫌违反《环境保护法》、《循环经济促进法》的相关规定,故要求三星就上述行为公开赔礼道歉,并修复其购买的一体机使用再生墨盒和自行加粉的功能。

据悉,打印机内“安装加密芯片”的情况在打印机行业内非常普遍。打印机厂家将高技术含量的

● プリンターが第三者のインクカートリッジとの互換性がないため 三星が提訴される

プリンターが第三者のインクカートリッジとの互換性がないために、ウルムチの弁護士は、三星電子(山東)デジタルプリンター有限公司(以下「三星」という)を提訴し、同社が消費者の権益を侵害し、且つ環境保護責任の履行を怠った疑いがあると主張した。現在、ウルムチ市天山区裁判所は本案件を受理し、且つ「3.15 消費者権益保護デー」の前後に開廷し審理が行われる。

原告の認識では、三星プリンターは「暗号化されたチップを内蔵」し、消費者がその他のブランドのインクカートリッジを購入し、インクを自ら補って使用する行為を制限するものであり、原告の消費の選択権を侵害している。同時に、消耗品を使用し終わった後のインクカートリッジに循環使用できなくさせており、「環境保護法」、「循環経済促進法」の関係規定に違反した疑いがあるため、三星には、上記行為に対し公開謝罪をし、且つ自己が購入した複合一体機がリサイクルのインクカートリッジを使用し

打印机低价销售，而将技术含量较低的耗材高价销售，通过耗材赚取利润。这种模式，始于美国吉列公司对剃刀和刀片的销售，故被称为“刀片模式”。

但是，由于上述模式不利于对墨盒的充分利用，环保界一直强烈反对，并呼吁通过立法规范类似行为。2003年01月27日，欧洲议会和理事会通过《关于报废电子电气设备指令》（2002/96/EC；Waste Electrical & Electronic Equipment, WEEE指令），要求“成员国将采取适当措施以便于生产者通过特殊的设计方法或者加工程序不阻止报废电子电气设备的再利用，除非这些设计方法或者加工程序有叠加的优点，例如，考虑了环境保护和/或者安全需要”，即禁止了上述“安装加密芯片”的行为。

目前，中国尚没有相关法规，因此“安装加密芯片”的打印机可以无障碍地在中国销售。相关立法工作已开展数年，但一直没能立法，其主因是牵涉到各方利益，立法难度大。

该起诉讼对于三星、打印机行业，以及“安装加密芯片”行为会产生何种影响，还有待司法结果的出现。

【备注】《消费者权益保护法》第9条：

消费者享有自主选择商品或者服务的权利。

消费者有权自主选择提供商品或者服务的经营者，自主选择商品品种或者服务方式，自主决定购买或者不购买任何一种商品、接受或者不接受任何一项服务。

消费者在自主选择商品或者服务时，有权进行比较、鉴别和挑选。

（里兆律师事务所 2012年02月24日整理编写）

て、独自にインクを補う機能を修復するよう求めた。

情報筋によると、プリンターに「暗号化されたチップを内臓」という状況はプリンター業界内では非常に普遍的なものであり、プリンターメーカーは技術的難易度の高いプリンターを低価格で販売し、技術的難易度の低い消耗品を高値で販売することで、消耗品を通じて利益を獲得している。このようなモデルは、米国のジレット社がシェーバーと剃刀との販売に始まったものであるため、「剃刀式モデル」と呼ばれている。

但し、上記モデルはインクカートリッジの十分な利用には不利であり、環境保護業界では一貫して猛烈に反対し、且つ立法を通じて類似行為を規範化するよう呼びかけていた。2003年1月27日、欧州議会及び理事会は「廃電気・電子製品に関する指令」（2002/96/EC；Waste Electrical & Electronic Equipment, WEEE指令）を可決し、「製造業者が特定のデザイン形態や製造過程を導入して廃電気・電子設備の再使用を阻むことがないよう、加盟国が適切な措置を講じるものとする。特定のデザイン形態や製造過程が、例えば環境保護や安全上の必要性のいずれか、或は双方に再使用を上回る便益をもたらす場合は、この限りではない」として、上記の「暗号化されたチップの内臓」行為を禁止した。

現在、中国には関係する法規がまだないことから、「暗号化されたチップを内臓」したプリンターは障害なしに中国で販売することができる。関係する立法作業はすでに開始されて数年が経ったが、いまだ立法が実現されず、その主な理由は、各当事者の利益に係ってくるものであるため、立法の難度が高いためである。

本訴訟は、三星、プリンター業種、及び「暗号化されたチップを内蔵」する行為に対しどのような影響をもたらすのか、司法の結果を待つ必要がある。

【備考】「消費者權益保護法」第9条：

消費者には、商品又は役務を独自に選択する権利がある。

消費者には、商品又は役務を提供する事業者を独自に選択し、商品の品目又は役務方式を独自に選択し、いずれかの商品を買うか買わないか、いずれかのサービスを受けるか受けないかを独自に決定することができる。

消費者は、商品又は役務を独自に選択する場合、比較し、鑑別し、選別することができる。

（里兆法律事務所が 2012年2月24日付で作成）

● 快递交寄需当场验视内件 实名制仍在试点阶段

《快递服务》系列国家标准将于 2012 年 05 月 01 日起正式实施。该标准要求：

- 用户应将快件内件种类和性质告知收派员。
- 对用户交寄的信件，必要时可要求用户开拆，进行验视，但不应检查信件内容。
- 对用户交寄的包裹和印刷品，收寄时应当当场验视内件，用户拒绝的可不予收寄。

部分快递公司（尤其是北京、上海、广州等大城市）提前执行了上述要求。对此，用户反映不一。支持者表示，当场验视内件可以抑制递送危险品、违禁品的情况，以及避免快件损坏丢失而无法准确理赔计价的情况。抵触者则担心隐私权受到侵犯，以及开箱验视降低快递作业效率。

另外，2011 年杭州快递爆炸事件发生后，中国就酝酿实行寄快件实名制，此前公安部已在浙江绍兴试点。上海在世博会期间也试行过。个别快递公司宣布，对首次寄件、无固定场所寄件客户实行实名制。对此，亦有用户抵触。相较于降低快递作业效率，用户更担心身份信息被泄露。

有用户建议，建立针对性的查验制度及安检制度更为可行。如在路边、酒店等非固定场所交接的快递应进行实名制查验并开箱验视，在快递公司分拨中心设立安检仪器对快件进行安全检查。此外，应建立客户诚信档案系统，凡是有不良记录的客户应被记录在案，其递寄的快件应被全面检查。

《快递服务》系列国家标准于 2011 年 12 月 30 日，由[国家质量监督检验检疫总局、国家标准化管理委员会批准发布](#)。包括以下三部分内容：

- GB/T 27917.1-2011《快递服务 第 1 部分：基本术语》
- GB/T 27917.2-2011《快递服务 第 2 部分：组织要求》
- GB/T 27917.3-2011《快递服务 第 3 部分：服务环节》

（里兆律师事务所 2012 年 02 月 24 日整理编写）

● 宅配物の発送はその場で中味を確認しなければならず、实名制は依然として試行段階にある

「宅配サービス」系列の国家基準が 2012 年 5 月 1 日から正式に施行される。これらの基準では以下の通り求められる。

- ユーザーは宅配物の中味の種類及び性質を宅配物の集荷人に告知しなければならない。
- ユーザーから持ち込まれた書簡について、必要に応じてユーザーに開封を求め、中味を確認することができるが、書簡の内容は確認してはならない。
- ユーザーから持ち込まれた小包及び印刷物については、集荷の際にその場で中味を確認するものとし、ユーザーが拒否した場合は、集荷しなくてよい。

一部の宅配会社（とりわけ北京、上海、広州等の大都市）は、上記の要求を期限前に執行したが、これについてユーザーの反応はまちまちであった。これを支持する者からは、その場で中味を確認することによって、危険品、禁制品が送付されるという状況を抑制でき、宅配物が破損して求償価格の計算が正確にできないという状況を回避できるとの声を寄せたが、反感を持つ者からは、プライバシーが侵害されたり、開封検査により宅配作業の効率が落ちることが心配された。

また、2011 年の杭州宅配物爆発事件が発生した後、中国は宅配物発送時の实名制の実施を検討しているが、これまでに公安部はすでに浙江紹興で試行している。上海では、万博開催期間中にも試行したことがある。個別の宅配会社が、最初の宅配、固定した場所のないユーザーに対しては实名制を実施すると述べている。これについてもユーザーからの反発があり、宅配作業の効率が下がることよりも、ユーザーは身分情報がリークされることを一層心配している。

あるユーザーは、焦点を絞った検査制度及びセキュリティチェック制度を構築する方がより実行可能であるとも提案している。たとえば、道端やホテルといった固定した場所ではないところで引き渡す宅配物には实名制検査を実施し、開封して検査し、宅配会社の配送センターにセキュリティチェック計器を設置し、宅配物の安全検査を行うというものである。このほか、顧客の信用記録保管システムを構築し、不良記録のある顧客はすべてその記録が行われて保管され、その顧客が持ち込んだ宅配物は全面的に検査されることになる。

「宅配サービス」系列の国家基準は 2011 年 12 月 30 日に、[国家品質監督検査検疫総局、国家基準化管理委員会が批准し発布した](#)。これには以下の 3 つの部分が含まれる。

- GB/T 27917.1-2011「宅配サービス 第 1 部分：基本的用語」
- GB/T 27917.2-2011「宅配サービス 第 2 部分：組織の要求」
- GB/T 27917.3-2011「宅配サービス 第 3 部分：サービスの段階」

（里兆法律事務所が 2012 年 2 月 24 日付で作成）

● 上海分公司被诉, 异地总公司将作为共同被告

2009年,上海市高级人民法院出台了供法院内部参考的《关于当前商事审判若干问题的意见》(沪高法民二〔2009〕14号)。目前,该意见在实践中被强化。其中,关于分公司的诉讼地位及其民事责任承担问题,结合该意见,上海地区的通常做法如下:

第一,对于依《公司法》设立的公司法人,其分公司以自己名义对外进行保证之外的民事活动所负的债务,应当依照《公司法》第14条的规定,由公司法人承担。债权人起诉分公司的,人民法院应追加公司法人作为共同被告,并可依照《公司法》第14条的规定直接裁判该公司法人承担民事责任。据此, 上海分公司(包括外商投资企业的上海分公司)在上海被诉的情况下,异地总公司也将成为共同被告,并最终承担民事责任【仅适用于民商事案件(保证之外的债务),不适用于劳动案件等】。

第二,对于依《公司法》设立的公司法人,其分公司以自己名义对外进行保证所负的债务,应当依照《担保法司法解释》第17条的规定,一般情形下以该分支机构为被告,无须追加该公司法人作为共同被告,并可直接裁判该分支机构承担责任;如果债权人坚持一并起诉该公司法人与其分公司,人民法院可判决公司法人对分公司不能偿还债务部分承担补充赔偿责任。

第三,非依《公司法》设立的企业法人的分支机构以自己名义对外进行包括保证在内的民事活动所负的债务,应当依照《担保法司法解释》第17条的规定,一般情形下以该分支机构为被告,无须追加该企业法人作为共同被告,并可直接裁判该分支机构承担责任;如果债权人坚持一并起诉该企业法人与其分支机构,人民法院可判决企业法人对分支机构不能偿还债务部分承担补充赔偿责任。但法律有特殊规定的除外。

第四,对于银行、证券公司、保险公司等金融机构,其分支机构以自己名义对外进行经营所负的债务,一般情形下不必追加企业法人参加诉讼,人民法院可直接裁判该分支机构承担民事责任。分支机构经营管理的财产不足以清偿债务的,由企业法人承担。

【备注】《公司法》第14条的相关规定:
分公司不具有法人资格,其民事责任由公司承担。
《担保法司法解释》第17条的相关规定:
企业法人的分支机构经营管理的财产不足以承担保证责任的,由企业法人承担民事责任。

(里兆律师事务所 2012年02月24日整理编写)

● 上海支社が提訴され、異地の本社が共同被告とされることになる

2009年,上海市高级人民法院は、法院内部の参考用となる「当面の商事裁判の若干事項についての意見」(滬高法民二〔2009〕14号)を公布した。現在、本意見は実践において強化されている。そのうち、支社の訴訟の地位及びその民事責任の負担に関しては、本意見と併せて、上海地区の通常的手法は以下の通りである。

第一に、「会社法」に基づき設立した会社法人に対して、その支社が自己の名義で対外的に保証を行う以外の民事活動に負う債務は、「会社法」第14条の規定に基づき、会社法人が負担する。債権者が支社を提訴した場合、人民法院は、会社法人を共同被告として追加するものとし、且つ「会社法」第14条の規定に照らして当該会社法人が民事責任を負うよう直接に判決することができる。このことから、上海支社(外商投資企業の上海支社を含む)が上海で提訴された場合、異地の本社も共同被告となり、且つ民事責任を最終的に負担する【民商事案件(保証以外の債務)だけに適用し、労働案件等には適用しない】。

第二に、「会社法」に基づき設立した会社法人に対して、その支社が自己の名義で対外的に保証を行って負う債務は、「担保法司法解释」第17条の規定に基づき、通常、当該分支机构を被告とし、当該会社法人を共同被告に追加する必要はなく、且つ当該分支机构が責任を負うよう直接に判決することができる。債権者が当該会社法人とその支社を併せて提訴することを堅持する場合には、人民法院は、会社法人が支社の債務弁済できない部分について補充賠償責任を負うと判決することができる。

第三に、「会社法」に基づいて設立したのではない企業法人の分支机构が自己の名義で対外的に保証を含んだ民事活動を行って負う債務は、「担保法司法解释」第17条の規定に基づき、通常、当該分支机构を被告とし、当該企業法人を共同被告として追加する必要はなく、且つ当該分支机构が責任を負うと直接に判決することができる。債権者が当該会社法人とその分支机构を併せて提訴することを堅持する場合には、人民法院は、企業法人が分支机构の債務弁済できない部分について補充賠償責任を負うと判決することができる。但し、法律では特殊な規定がある場合は除く。

第四に、銀行、証券会社、保険会社等の金融機関については、その分支机构が自己の名義で対外的に経営し負う債務は、通常、企業法人を訴訟に参加するよう追加しなくてよく、人民法院は、当該分支机构が民事責任を負うと直接に判決することができる。分支机构が経営管理する財産では債務を全額弁済できない場合は、企業法人が負う。

【備考】「会社法」第14条の関係規定:
支社は法人資格をもたず、その民事責任は会社が負担する。
「担保法司法解释」第17条の関係規定:
企業法人の分支机构が経営管理する財産が保証

責任を負うのに足りない場合、企業法人が民事責任を負う。

(里兆法律事務所が 2012 年 2 月 24 日付で作成)